

特 約 条 項

1. 利息の計算

利息の計算は、未償還元金に貸付利率を乗じて得た額とし、借入の翌日から計算するものとする。3月24日が金融機関の休業日に当たるため、その翌営業日に借り入れた場合は、日割をもって計算するものとする。

2. 延滞利息

借入市町等は、元利金の振込みを遅延した場合は、その額について払込期日の翌日から振込当日まで年10パーセントの割合で延滞利息を払い込むものとする。

3. 報 告

借入市町等は、貸付金の償還が終わるまでの間に、下記の各号に該当する場合においては、その都度、速やかに文書により理事長に報告するものとする。

(1) 借入市町等の名称の変更があった場合

(2) 借入市町等に係る廃置分合又は境界変更により貸付金の債務の継承があった場合

(3) 貸付対象事業を中止し、廃止し、又は計画を変更した場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、特に理事長が指示した場合

4. 調 査

この法人は、貸付金に係る債権の管理又は保全のため、書類の提出を求め、又は実地に調査することができるものとする。

5. そ の 他

この特約条項に定めのない事項で必要事項が生じた場合は、この法人の指示によるものとする。